

独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の介護休業等に関する規則

平成16年4月1日

規則第59号

最終改正 平成22年6月30日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号）第41条第2項の規定に基づき、職員の介護休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 介護休業等につき、この規則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(介護休業)

第3条 職員は、機構長に申し出ることにより、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）の家族を介護するための介護休業をすることができる。

2 前項の家族とは、次の各号の一に該当するもの（以下「対象家族」という。）をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 父母
- 三 子
- 四 配偶者の父母
- 五 職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫
- 六 前各号以外で機構長が認めた者

(介護休業をすることができない職員)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する協定により介護休業の対象者から除外することとされた職員は介護休業をすることができない。

(介護休業の期間)

第5条 介護休業の期間は、原則として、第3条第2項に規定する対象家族の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において介護休業申出書に記載された期間とする。

(介護休業の申出の手続)

第6条 介護休業の申出は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、原則として当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により行うものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、当該介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 機構長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（介護休業終了予定日の変更）

第7条 介護休業の申出をした職員が、介護休業終了予定日の1週間前の日までに機構長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 2 前項による介護休業終了予定日の変更は、1回に限るものとする。
- 3 第1項の介護休業終了予定日の変更は、介護休業期間変更申出書により行うものとする。
- 4 前条第3項の規定は、介護休業終了予定日の変更について準用する。

（介護休業期間の終了）

第8条 介護休業の期間は、介護休業終了予定日が到来したとき終了する。ただし、介護休業終了予定日が到来する前に、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- 一 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
- 二 介護休業に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁等により親族関係が消滅したとき。
- 三 介護休業をしている職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業に係る6月経過日の間、当該介護休業に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
- 四 介護休業をしている職員が、産前産後休暇となったとき。
- 五 介護休業をしている職員が、新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。

- 2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届を、機構長に届け出なければならない。
- 3 第6条第3項の規定は、介護休業終了について準用する。

（介護休業の申出の撤回等）

第9条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業撤回申出書を機構長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 機構長は、前項の申し出があった場合は、職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。
- 3 第1項により介護休業の申出を撤回した場合、介護を必要とする一の継続する要介護状態について1回に限り再度の申出をすることができるものとする。
- 4 介護休業の申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡等により当該介護休業の申出に係る対象家族を介護しないこととなったときは、介護休業の申出はなかったものとする。
- 5 前項に該当する場合には、介護状況変更届を提出しなければならない。
- 6 第6条第3項の規定は、第4項について準用する。

(介護休業の効果)

第10条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 3 前項のほか、介護休業をしている期間の給与の支給については、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の給与の支払いに関する細則（平成16年細則第10号）第3条及び独立行政法人大学評価・学位授与機構職員介護休業等給与支給細則（平成16年細則第30号）の規定による。

(職務復帰)

第11条 介護休業の期間が終了したとき又は介護休業が終了したとき（第8条第1項第5号に規定する事由に該当したことにより終了した場合を除く。）は、当該介護休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(介護部分休業)

第12条 職員は、機構長に申し出ることにより、当該職員が要介護状態の対象家族を介護するための1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護部分休業」という。）をすることができる。

- 2 介護部分休業を受けることのできる期間は次のとおりとする。
 - 一 介護休業も取得する場合 介護休業と併せて連続する6月以内の期間
 - 二 介護部分休業だけの場合 連続する6月以内の期間
- 3 介護部分休業の単位は、1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から、終業の時刻までのうち連続した4時間の範囲内とする。

(介護部分休業の申出の手続)

第13条 介護部分休業の申出は、介護部分休業申出書により行うものとする。

- 2 介護部分休業の申出は、介護部分休業を始めようとする日の前日までに行うものとする。
- 3 前項の申出は、2週間以上の期間について一括して申し出なければならない。
- 4 機構長は、介護部分休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めると

きは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護部分休業の終了)

第14条 介護部分休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護部分休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日）をもって終了する。

一 介護部分休業に係る対象家族が死亡したとき。

二 介護部分休業に係る対象家族と離婚、婚姻の取消、離縁等により親族関係が消滅したとき。

三 介護部分休業をしている職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護部分休業に係る6月経過日の間、当該介護部分休業に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。

四 介護部分休業をしている職員が、産前産後休暇となったとき。

五 介護部分休業をしている職員が、新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。

2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届により行うものとする。

3 第6条第3項の規定は、介護部分休業の終了について準用する。

(介護部分休業の効果)

第15条 介護部分休業については、その勤務しない1時間につき、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(通知書の交付)

第16条 介護休業又は介護部分休業に関する申出書が提出されたときは、機構長はすみやかに当該申出書を提出した者に対し、介護休業通知書又は介護部分休業通知書を交付する。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。